

令和5年4月17日

新入生の保護者の皆様へ

沖縄県立首里高等学校長
(公印省略)

令和5年4月～6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて（再案内）

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおりオンラインにて申請してください。なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

書面での申請を希望する場合は、下記学校担当者まで連絡してください。

記

1 申請方法 オンライン申請 (期限厳守)

ログインIDとパスワードは令和5年4月7日に担任から生徒へ配布済み

具体的な申請方法は、別添「高等学校等就学支援金オンライン申請の案内」リーフレットを確認してください。

※支援を受けない場合でも意向確認は必須です。リーフレットの手順2意向登録までの回答をお願いします。

2 提出書類※

収入状況を親権者以外の方で行う場合は、下記書類を提出してください。

- ・生徒の健康保険証の写し

3 申請期限 **令和5年 4月 21日 (金)**

4 留意事項

下記の場合は、授業料を納めていただくことになります。

- (1) 正当な理由がなく申請期限までにオンライン申請が行われない場合
- (2) 保護者(親権者)等の「令和4年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上である

<問い合わせ先> 首里高校事務室 担当者：渡具知・仲間・桃原

TEL：098-885-0028